

えがおポイント助成事業

公募期間：平成 29 年 8 月 1 日（火）～ 8 月 31 日（木）

駒ヶ根市えがおポイント事業推進協議会は、市民の皆さんの地域活動を応援しています。

助成事業の趣旨

「駒ヶ根市えがおポイント事業」は、エコ活動に参加するとポイントがもらえる「こまちゃんエコポイント事業」と健康づくり活動に参加するとポイントがもらえる「いきいきポイント事業」が統合され、新たに平成 26 年 12 月からスタートしました。このポイント制度は、市内のポイント交付対象事業に参加するとポイントがもらえ、そのポイントをつれてってカードに入力すると買い物に利用できる制度です。

平成 24 年から市内のエコ活動に対しての助成をして参りましたが、事業の統合に伴い、エコ活動も含めた地域の課題に取り組む活動を応援していきます。この助成事業を通して皆様の活動を支援し、笑顔あふれる住み良い駒ヶ根市を創っていくことが出来れば幸いです。

皆様からの積極的なご応募をお待ちしています。

平成 29 年 7 月 20 日

駒ヶ根市えがおポイント事業推進協議会

1 申請方法

○ 申請期間

平成 29 年 8 月 1 日（火）～ 8 月 31 日（木）必着

○ 申請までの手順

1 申請用紙を下記のサイトからダウンロード

「平成 29 年度 えがおポイント助成事業関連サイト」
<http://www.patona-k.com/>

※ 応募にあたっては、「注意事項及び申請用紙記入の手引き」をご覧ください。

2 「注意事項および申請用紙記入の手引き」を参考に申請書類を作成

3 申請書類を提出「平成 29 年 8 月 31 日（木）必着」

①申請用紙、必要添付資料を郵送または受付窓口に持参。

（FAXでの事前申込は受付を致しません。）

送付先： 駒ヶ根市えがおポイント事業推進協議会
えがおポイント助成事業受付
〒399-4112

駒ヶ根市中央 16 番 7 号

（事務局：こまがね市民活動支援センター「ぱとな」）

○ 問合せ先

こまがね市民活動支援センター「ぱとな」

電話 82-1150 FAX 82-1151

Email: kmcenter@cek.ne.jp

2 支援内容

1 助成の対象となる活動

- ・駒ヶ根市内において、市民等（団体、グループ、個人）が主体となって継続的に地域活動を行い、市民活動の先進的な事例となるもの。

2 助成期間・助成金額

【内訳】

平成 29 年度助成 助成総額 10 万円（年 3 件程度）

3 申請者の資格

- (1) 原則として、駒ヶ根市に拠点を有する非営利活動をする団体、グループ個人を対象とします。
- (2) 活動実績の期間は問いませんが、助成金の受領を目的として立ち上げた事業については対象外とさせていただきます。
- (3) 政治的、営利的、宗教的活動等、類似的な活動は対象と致しません。

4 選考の基準と選考方法

(1) 選考の基準

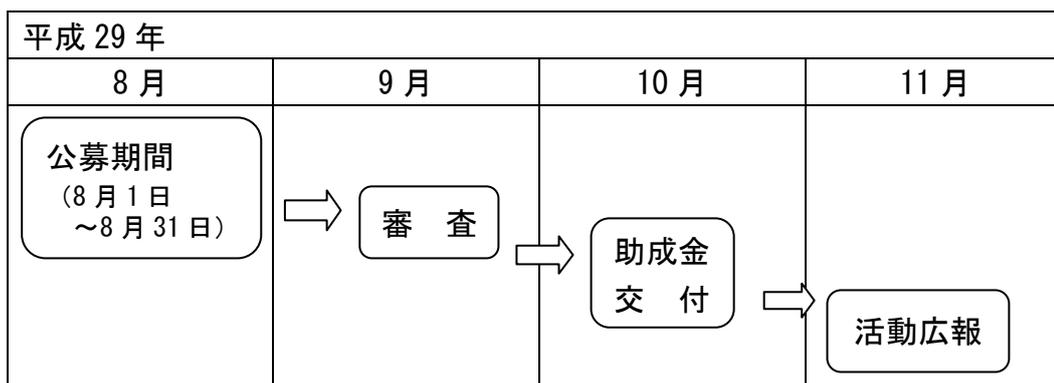
① 地域活動の経験

申請する活動団体または、グループ、個人が継続的に活動を有していること。

② 申請活動の内容

公益性・・・対象地域のニーズに対応した有益な活動であるか。
自立発展性・・・自助努力による持続性や広く市民へ活動の広がりが期待できること。

(2) 選考方法・スケジュール



- ① 審査方法・・・駒ヶ根市えがおポイント事業推進協議会助成事業認定審査会により、書類審査により行ないます。
- ② 活動調査・・・推薦による申請の場合には、対象となる活動団体の情報を調査し、選考します。

5 助成金交付決定及び通知

- (1) 審査会において助成金交付対象候補団体を推薦後、協議会において交付団体の決定を致します。
- (2) 申請団体につきましては、交付の有無に関わらず、申請頂いたすべての団体等に対してご通知致します。
- (3) 審査の結果に係る内容等につきましては、ご回答できませんので、あらかじめご承知おきください。
- (4) 助成金交付決定後、申請者の活動が申請内容と異なるが場合、または、虚偽による申請事項があった場合には、交付決定の取り消し、または、助成金の返還をしていただく場合があります。

6 その他

- (1) 交付対象団体等の活動を広く市民の皆さんにお知らせすることから交付決定の対象となった活動に関する情報や資料をご提出頂く場合がありますので、ご協力をお願い致します。
- (2) 資料の作成、または申請方法について不明な点やわからない事項につきましては、

こまがね市民活動支援センター「ぱとな」

電話 82-1150 FAX 82-1151

開館時間：午前 10：00～午後 7：00（火～土曜日）

午前 10：00～午後 6：00（日曜日）

休館日：毎週月曜日、祝日（詳しくはHPをご覧ください）

で、ご支援することができますので、お気軽にお出かけ下さい。

注意事項および申請用紙記入の手引き

申請の注意事項

- 1 当助成事業は駒ヶ根市内において、市民等（団体、グループ、個人）が主体となって継続的に地域活動を行い、市民活動の先進的な事例となる活動が対象です。対象となる活動は、平成29年度中に活動を終了または継続中の事業に限ります。

- 2 助成金の応募は自薦、他薦を問いません。以下のような方が申請できます。

①駒ヶ根市内で地域活動をしている団体や個人。

②駒ヶ根市内で地域活動をしている団体や個人を推薦したい方。



様式第1号 えがおポイント助成事業申請書に記入します。

様式第2号 えがおポイント助成事業推薦書に記入します。

記載例 1を参考にご記入下さい。

記載例 2を参考にご記入下さい。

- 3 「平成29年度 えがおポイント助成事業関連サイト」
<http://www.patona-k.com/>からそれぞれの申請用紙をダウンロードできます。
- 4 「申請書」または「推薦書」以外に団体等の概要や活動内容のわかる資料を添付資料としてご用意下さい。添付資料についての既定の様式はありません。
- 5 「申請書」または「推薦書」に必要事項を日本語でご記入の上、添付資料と共に下記住所までご送付または直接窓口へご持参下さい。
- 6 「申請書」または「推薦書」はパソコンによる入力（申請書等の書式の変更は不可）か、手書きの場合は黒ボールペンまたは万年筆にてご記入下さい。
- 7 申請書類の提出期限は、平成29年8月31日（木）必着です。

問合せ先

こまがね市民活動支援センター「ぱとな」

電話：82-1150 FAX：82-1151

Email：kmcenter@cek.ne.jp

住所：〒399-4112 駒ヶ根市中央16番7号

駒ヶ根市えがおポイント事業推進協議会

えがおポイント助成事業受付

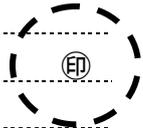
29年8月1日

えがおポイント助成事業申請書

(申請先) 駒ヶ根市えがおポイント事業推進協議会

申請する団体又は個人の住所、連絡先等の記入し、押印をします。

申請者 住所(所在地) **駒ヶ根市赤穂1234**
 氏名又は名称 **〇〇川愛護会**
 代表者 **駒ヶ根一郎**
 担当者 **赤穂二郎**
 連絡先(電話番号) **82-1150**



えがおポイント助成事業の助成の助成を受けたいのでえがおポイント助成事業実施要綱の規定により申請します。

地域活動の名称	平成29年度 〇〇川アレチウリ駆除作業
実施年月日	平成29年〇月〇日
実施場所	△△地区 〇〇川
事業内容	〇〇川の自然環境を破壊する外来植物アレチウリの駆除活動。
事業の効果	〇〇川の自然環境、生態系を回復させ、自然豊かな環境を次世代に引き継いでいく。
添付資料	会則、参加者募集のチラシ、活動の写真、新聞掲載記事
備考	
つれてってカードの有無	つれてってカードを <u>持っている</u> 持っていない ※ 該当する項目○で囲んでください。

団体等の概要と活動内容がわかる資料を添付します。

申請者が団体の場合は団体名義のカードの有無、個人の場合は個人名義のカードの有無をお知らせください。

